

財界意向と安倍「働き方改革」

山中 敏裕

1 「ニッポン一億総活躍プラン」と「働き方改革実行計画」に担わされた役割

2015年9月24日、自民党の両院議員総会で、安倍首相が総裁選で無投票再選されたことが報告され、正式決定した。その総会後の記者会見で、安倍首相は、「本日、この日から、アベノミクスは、『第二ステージ』へと移ります」と述べ、「『ニッポン「一億総活躍」プラン』を作り、2020年に向けて、その実現に全力を尽くす決意です」と述べた¹。「これからも『経済最優先』」とも述べている。10月7日の第3次安倍改造内閣発足にあたっての記者会見でも、「これからも経済最優先」と述べている²。経団連もこれに呼応して、「経済界は『新三本の矢』に大いに期待をしている。新内閣には、安倍総理のリーダーシップのもとその具体策を立て、速やかに実行に移していただきたい」としている（「新内閣に望む」2015年10月13日）。

安倍首相は、10月21日には、首相決裁で自らが議長となる一億総活躍国民会議の開催を決め、同月29日には、第1回会議を開催した。さらに、翌16年1月の首相答弁では、「働き方改革の実行は不可欠であり、この春のニッポン一億総活躍プランにおいて、大き

な課題として方針を示したいと考えています」と述べた³。「ニッポン一億総活躍プラン」（16年6月2日閣議決定）では、「成長と分配の好循環」ないし「経済の好循環」がちりばめられ、「最大のチャレンジは働き方改革」と言われた⁴。16年9月には、首相決裁で自らが議長になる働き方改革実現会議の開催を決め、同月、第1回会議を開催し、17年3月には「働き方改革実行計画」を決定した。

こうして、「ニッポン一億総活躍プラン」と「働き方改革実行計画」が公表されることになったが、同「プラン」と同「計画」に含まれる内容の多くは、「再興戦略」各年版や「規制改革会議答申」各年版に含まれていたものである⁵。すでに、初代の「再興戦略」2013年版において、「雇用制度改革・人材力の強化」という項目のもとに「若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これにより、全ての人材が能力を高め、その能力を十分に発揮できる『全員参加の社会』を構築する」と言われている。「ニッポン一億総活躍プラン」で「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と言われるのと同趣旨である。では、何故、この時期に、改めて「ニッポン一億総活躍プラン」と「働き

方改革実行計画」を示したのか。これを見ていく。

安倍首相が「ニッポン一億総活躍プラン」構想を表明した直前、15年9月19日には、多くの国民が強く反対する安保法制が強行採決された。採決が迫った8月30日の抗議行動では、国会周辺だけで12万人(主催者発表)が抗議の意思表示をし、国会正門に向かう大通りは歩道も車道も人で埋め尽くされ、同日の抗議やデモは、全国で少なくとも350カ所に及んだ⁶。採決に向けて国会周辺での市民多数による抗議の意思表示は続き、採決強行後も16年夏の参院選にむけて国民多数による抗議の意思表示は続いた。国会前では、「アベはやメロ!」、「野党は共闘!」のコールが続き、参院選では野党協力が組まれた。国民多数の怒りをまえに、「ニッポン一億総活躍プラン」と「働き方改革実行計画」は、「これからも経済最優先」や「成長と分配の好循環」などの言説と相まって、参院選に向けてバラ色の幻想を振り撒き、国民の怒りをかわす役割を担わされたのである。

一方、「働き方改革実行計画」には、「再興戦略」や「規制改革会議答申」に見られる解雇金銭解決制度が含まれていない。高度プロフェッショナル制度(=ホワイトカラーエグゼンプション、WE)に関しても、同制度を含む労基法改定法案(15年4月提出)の早期成立を図るとされているだけである。安倍「働き方改革」のうち、とりわけて不評を買いそうなものは隠され、あるいは見えにくくされているのである。安倍「働き方改革」を「働き方改革実行計画」に矮小化するわけにはいかない⁷。

2 「再興戦略」と「規制改革会議答申」での解雇金銭解決制度と高度プロフェッショナル制度

高度プロフェッショナル制度と解雇金銭解決制度は、第2次安倍内閣の比較的早い時期から検討されている。「規制改革会議答申」2013年版では、「労働時間規制に関する各種適用除外と裁量労働制の整理統合等労働時間規制全般の見直しが重要な課題となっている」とされ、労働時間規制からの除外が言われた。「判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など労使双方が納得する雇用終了の在り方については、諸外国の制度状況、関係各層の意見など様々な視点を踏まえながら、丁寧に検討を行っていく必要がある」とされ、解雇金銭解決制度への含みが示された。

その後、高度プロフェッショナル制度については、規制改革会議により「労働時間規制の見直しに関する意見」(2013年12月5日)がまとめられ、「労働時間の長さや賃金のリンクを切り離し、その働き方にあった労働時間制度が必要である」とされ、「『労働時間の新たな適用除外制度の創設』を提案したい」と言われた。これが「再興戦略」2014年版で、「労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した『新たな労働時間制度』を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる」とされ、同制度を含む労基法改定法案が15年4月3日に閣議決定され国会提出された。これにたいし、経団連の榊原会長は同月6日の記者会見で、「最終的にこの制度を実効性あるものにするには、年収要件の緩

和や職種を広げる形にしないといけない」と述べ、徐々に対象者を拡大すべきだとの認識を示している⁸。

解雇の金銭解決制度については、「再興戦略」2014年版で「紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、2015年中に幅広く検討を進める」とされ、同「戦略」2015年版で「解雇無効時における金銭救済制度の在り方（雇用終了の原因、補償金の性質・水準等）とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる」とされた。閣議決定された同「戦略」ならびに「規制改革実施計画」2015年版を受け、15年10月以降、厚生労働省労働基準局長が学識経験者及び実務経験者の参集を求めて「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を開催し、同「検討会」は17年5月に報告書をまとめた。「再興戦略」2017年版では、同報告書を踏まえ、「労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる」とされた。

「働き方改革実行計画」では、隠され、見えにくくされている「働き方改革」が進められようとしている。この「働き方改革」の推力はどこにあるのか。次には、これを見ることとする。

3 安倍規制改革とその源流

安倍首相は、2016年9月の第1回働き方改革実現会議で、「『働き方改革』は、第三の

矢、構造改革の柱となる改革であります」と述べている。「働き方改革」は、安倍改革の中枢に位置づけられている。ところが、安倍首相は、第1次安倍内閣当時、07年9月の衆参本会議で、「改革にはどうしても痛みが伴います」と明言し、前任者小泉首相（当時、以下同じ）の言い回しを踏襲している⁹。

しかし、「痛みを伴う改革」ないし「改革に伴う痛み」は、小泉首相のオリジナルではない。規制緩和の源流は臨調基本答申（1982年）に行き着くが、「痛みを伴う改革」の直接の源流は経団連「平岩ビジョン」（1991年）¹⁰にある。「平岩ビジョン」では、「思い切った規制緩和」「市場メカニズムを最大限活用」と言われ、雇用でも「市場原理のいっそうの導入」が言われ、「様々な痛みを分かち合うことが求められる」と言われた。この「平岩ビジョン」の内容が、他ならぬ当の経団連会長を座長として、細川非自民内閣首相の私的諮問機関として発足した経済改革研究会の「報告」（「平岩レポート」、93年）に盛り込まれ、「我々は、過渡的な痛みを伴っても、この改革を遂行しなければならない」と言われた。さらに、「報告」では、「平成6年度内に期間を5年とする『規制緩和推進計画』（いわゆるアクション・プログラム）を策定する」とも言われた。これを受け、細川内閣は、94年2月に「今後における行政改革の推進方策について」を閣議決定し、同決定において、「平成6年度内に、政府として、5年を期間とする『規制緩和推進計画』（仮称）を策定することとした。『規制緩和推進計画』（仮称）は、95年3月、村山社会党首班内閣により95年度から99年度までの『規制緩和推進計画』として閣議決定され、同年4月の「緊急円高・

経済対策」により3か年計画として前倒し実施されることとなった。以後、「規制緩和推進計画」は多少名前を変えながら3年ごとに策定され、毎年微調整され、経団連の意向を受けた90年代半ば以降の新自由主義的規制改革・「痛みを伴う改革」が雇用分野を含めて推進され、「痛み」が振りまかれた¹¹。

4 00年代のWEと解雇金銭解決制度

WEと解雇金銭解決制度は、この流れのなかで浮上したものである。「規制改革推進3か年計画（改定）」（02年3月29日閣議決定）では、WEについては、「高度の専門能力を有するホワイトカラー層」について「中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する」と言われた。解雇の金銭解決制度については、「解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、立法で明示することを検討する」と言われている。

これが、総合規制改革会議の「中間取りまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」（02年7月）にいたると、より明確化する。WEについては、「労働基準法（昭和22年法律第49号）については、高度の専門能力を有するホワイトカラー層等の新しい労働者像にも対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするための抜本的見直しを検討すべきである。その際、米国のホワイトカラー・エグゼンプションの制度をも参考にしつつ、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外を採用すること

について検討すべきである」と言われる。解雇金銭解決制度については、「解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、『金銭賠償方式』という選択肢を導入することの可能性を検討すべきである」と言われる。

これにたいし、経団連は、「2002年度日本経団連規制改革要望」（02年10月15日）において、「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の創設」との項目で、「検討を急ぎ、早期に結論を得て、新たな制度を創設すべきである」と要求している。さらに、「2004年度日本経団連規制改革要望—民間活力の発揮を促進するための規制改革・民間開放の推進—」（04年11月16日）では、「ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入」を再度求めるとともに、新規項目として、「解雇の金銭的解決制度の導入」を掲げ、「労働契約を終了させたいという当事者間の意思を尊重する観点から、解雇の金銭的解決制度の早期導入を図るべきである」と述べている。さらに、経団連は、「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」（05年6月21日）では、WEの対象労働者の年収要件として、「当該年における年収の額が400万円（又は全労働者の平均給与所得）以上であること」を求め、多数の労働者を広範に労働時間規制の対象外とすることを求めている¹²。

安倍首相は、こうした財界からの要請を受け、WEと解雇金銭解決の制度化を強行しようとしたが、国民・労働者からの強い反発を受け、07年通常国会への法案提出を断念するにいたり¹³、さらには07年夏の参院選で自民党が大敗し、安倍首相は退陣することとなった。くわえて、08年秋からの派遣切りに象徴される格差と貧困と「痛み」の広がり

のなかで、09年夏の衆院選で自民党は大敗し、政権交代にいたった。

5 第2次安倍内閣以降のWEと解雇金銭解決制度

安倍首相は、安倍内閣発足当日（12年12月26日）に、閣議決定で、自らが本部長となる日本経済再生本部を設置し、翌1月8日には、同「本部」（第1回）で、自らが議長となる産業競争力会議の開催を決定した。同月18日には、規制改革会議令を閣議決定した。同月24日の第1回規制改革会議では、過去に議論しながら実現されていない改革項目を優先的に検討すべきとの提案がなされ、これを受けて、第2回規制改革会議（2月15日）では、これまでに提起されている課題の代表例が事務局から示された。そこに、「事務系や研究開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設」と「労使双方が納得する解雇規制の在り方」とが示されている。第2次安倍内閣の規制改革会議は、かつて国民・労働者の猛反発を受け一度は断念されたWEと解雇金銭解決制度を継承したのである。

ただし、安倍首相は、第1次安倍内閣当時とはことなり、改革に伴う「痛み」を言わない。14年12月の衆院選で自公が圧勝した直後、経済3団体トップが首相官邸を訪れ、「痛みを伴う改革」も実行するよう求めたが、首相自身は、優先順位をつけて取り組む考えを表明するにとどまっている¹⁴。むしろ、「成長分野への投資や人材の移動を加速することができれば、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で国民

に還元されることとなる」（「再興戦略」2013年版）など、企業収益が改善すると賃金の増大などで国民に滴り落ちるかのようなトリクルダウンを述べている¹⁵。さらには、「経済最優先で政権運営にあたり、景気回復の暖かい風を、全国津々浦々にお届けしてまいります」（15年年頭所感）など、水にくわえて、「風」まで持ちだし、バラ色の幻想を振りまいている。

さらに、「働き方改革実行計画」には、「働く人の視点に立った働き方改革の意義」として、「働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである。／改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである」などというまやかしが含まれている¹⁶。しかし、WEと解雇金銭解決制度は、財界の視点から財界が求めてきた「働き方改革」であり、「2014年度経団連規制改革要望」においても、「一定の要件を満たす労働者に対し、労働時間規制、深夜・休日労働規制の適用を除外する新たな制度」（WE）とともに、「予見可能性の高い紛争解決システムを創設すべきである」として、解雇金銭解決制度が求められている。経団連「榊原ビジョン¹⁷」では、「一つひとつの課題を乗り越えていく過程にあっては、様々な痛みや社会的な摩擦を伴うことがあるかもしれない。しかし、今、求められているのは、痛みや摩擦を厭わない勇気と挑戦する行動力ではないか」として、安倍首相の隠したい「痛み」が明確に述べられている。

安倍首相は、「これからも経済最優先」、「成長と分配の好循環」、「景気回復の暖かい風」、「全員参加型の社会」、「働く人の視点に立つ

「働き方改革」などの甘言を弄して「痛み」（やまなか としひろ・理事、日本大学准教授）
 隠しながら、財界の意向にそくした「痛みを
 伴う改革」を推進しようとしているのである。

- 1 安倍総裁記者会見は、自民党ホームページの総裁記者会見のページ。「第二ステージ」は「再興戦略」2015年版（2015年6月30日）ですでに述べられている。
- 2 安倍首相記者会見は、官邸ホームページの記者会見のページ。
- 3 国会での首相発言は、国会会議録検索システムによる。
- 4 同日（6月2日）、一億総活躍国民会議の構成員でもある経団連会長は、「ニッポン一億総活躍プランは、安倍政権が掲げる『成長と分配の好循環実現』に向けて、短期間で踏み込んだ成果を上げた」、「今般の政府方針を高く評価する」とコメントしている（経団連ホームページの会長コメントのページ）。
- 5 産業競争力会議による「日本再興戦略」は年次により多少名称を変え、副題も変わっており、2017年には未来投資会議による「未来投資戦略」となったが、ここでは「再興戦略」と総称し、年次で区別する。規制改革会議による「規制改革に関する答申」は、年次により多少名称を変え、副題も変わっており、2017年は規制改革推進会議による「規制改革推進に関する第1次答申」となったが、ここでは「規制改革会議答申」と総称し、年次で区別する。
- 6 「朝日」、2015年8月31日。
- 7 安倍「働き方改革」の内容は多岐にわたるが、ここでは、WEと解雇金銭解決制度に限定して取り扱う。WEは19世紀イギリスの工場法以来積み重ねられてきた労働時間諸規制に大きく穴を開けるものであり、解雇金銭解決制度は企業側が容易に解雇を買える制度となりかねないものである。背景を含めた安倍「働き方改革」の全体像については、牧野富夫編著『労働ビッグバン——これ以上、使い捨てにされていいのか』、新日本出版社、2007年、労働法制中央連絡会・自由法曹団・全労連編『安倍「雇用改革」を斬る！憲法をいかに、働くルールの確立を』、学習の友社、2013年、井上・伊藤・今村・寺間・河村・中村『「働き方改革」という名の“劇薬”——労働者本位の働くルール確立を』、学習の友社、2016年。
- 8 「赤旗」2015年4月7日。
- 9 必ずしもすべてが「改革に伴う痛み」ではないが、国会会議録検索システムで、「小泉純一郎」「総理大臣」「痛み」と検索すると、111件がヒットする。
- 10 経団連「1990年代の日本経済の展望と課題—『調和ある市場経済』の確立を目指して—」。
- 11 財界の意向が政府の「規制緩和推進計画」に取り込まれた次第の詳細は、拙稿「『第三の開国』（TPP）と『痛みを伴う改革』——財界意向の貫徹過程——」、『商学集志』第83巻第4号、2014年（「第三の開国 痛み」と検索）。
- 12 アメリカ政府もWEと解雇金銭解決制度を求めているが、ここでは立ち入らない。
- 13 解雇金銭解決制度については、06年12月27日の労働政策審議会労働条件分科会で「引き続き検討することが適当である」とされた。WEについては、07年1月25日の労働政策審議会労働条件分科会で、自己管理型労働制として、これを含む労基法の一部を改定する法律案要綱が示されたものの国会提出にはいたらなかった。
- 14 「日経」電子版2014年12月17日19:22、「赤旗」2014年12月19日。
- 15 ただし、安倍首相自身は、自らの経済政策がトリクルダウンであることを、再三、否定している（国会会議録検索システム）。
- 16 このお為ごかしの言い回しは、第1次安倍内閣時代の経済財政諮問会議のもとに設置された労働市場改革専門調査会「第1次報告」（2007年4月6日）でも、「働き方を働き手の視点から見るとして用いられている」。
- 17 日本経済団体連合会『「豊かで活力ある日本」の再生—Innovation & Globalization—』、経団連出版、2015年。